

7 援護を必要とする子育て家庭等への支援

7-1 援護を必要とする子ども・保護者への支援の推進

【取組の趣旨】

子どもは、本来、愛情に裏付けされた親の保護と責任の下で養育されることが望ましいのは言うまでもありませんが、親からの虐待や両親の離婚等、様々な事情により、親と別れて生活することを余儀なくされる子どもたちも少なくないことから、このような子どもたちへの援助・保護や保護者への指導支援が必要な場合があります。

特に、児童虐待は大きな社会問題となっており、虐待件数は高止まりの傾向にあります。

児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な成長を促すため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの総合的な支援体制を整備します。

また、障害児への支援については、「障害者自立支援法」や「発達障害者支援法」の制定などもあって、その必要性についてより認識されてきたところであり、今後も支援のさらなる充実を図り、障害のある子どもたちが充実した生活を送ることができる環境の整備に努めます。

【取組の方向】

- (1)児童虐待防止対策の充実
- (2)社会的養護体制の充実
- (3)障害児施策の充実

(1)児童虐待防止対策の充実

<現状と課題>

近年、児童虐待件数が高止まりの傾向にあり、その態様もさらに複雑化・深刻化しています。

児童虐待は、子どもの心に深い傷を負わせ、健全な心身の成長等を阻害する大きな要因になることから、虐待の発生予防と早期発見・早期対応が大変重要になります。また、子どもを保護した後においても、子どもへの心理的なケアはもとより、家族の再統合、社会的自立を念頭に置いた子どもや家庭への継続的な支援が必要であり、切れ目のないきめ細かなケアを行っていかねばなりません。

県では、平成12年度の「児童虐待の防止等に関する法律」(以下「児童虐待防止法」という。)の制定を踏まえて、児童相談所等関係機関における人材の確保や相談援助体制の整備等、児童虐待対策を強化してきました。

平成16年度には、児童虐待防止法の改正により児童虐待の定義が明確化されたほか、児童虐待を受けたと思われる場合でも通告することとされました。同時に児童福祉法の改正により、県と市町村が連携して児童虐待防止に取り組むこととなったため、平成19年度までに県内の全市町村において「要保護児童対策地域協議会」が設置され、市町村、保育所・幼稚園、学校等とのネットワークが強化され、児童虐待の未然防止、早期発見への取組が進み

ました。

さらに、平成21年度の児童福祉法の改正により、施設等に入所した子どもや里親に委託された子ども、いわゆる被措置児童等に関する虐待通告制度が創設されました。児童虐待防止法では、施設職員や里親等による被措置児童等への虐待は通告の対象外でしたが、被措置児童等虐待通告制度の法制化により、被措置児童等虐待の防止のための枠組みが規定されました。

今後は、要保護児童対策地域協議会の機能充実が図られるよう、関係機関との連携をさらに強化するとともに、被措置児童等虐待通告制度が適切に運用されるよう、県が策定した被措置児童等虐待対応マニュアルを活用し、常に迅速に対応できる体制を整えておく必要があります。

また、家庭的養護の中心となる里親については、啓発活動等による登録数の増加を図ることにより要保護児童の委託を進めてきましたが、研修により専門里親や養育里親の質の向上を図りながら、さらに積極的に里親委託を推進していく必要があります。

< 具体的取組 >

児童相談所の体制の強化

児童福祉司の資質の向上をはじめとして、複眼的な対応を可能とするための多様な専門職の配置、児童虐待対応チームの充実やチェック体制の整備など、迅速・的確に児童虐待へ対応するため児童相談所の体制を強化していきます。

被虐待児を保護した後の自立に至るまでの支援や親への指導支援を充実させるため、心理療法・カウンセリング等による被虐待児の心のケアを行うとともに、児童虐待に関するアセスメント（評価）機能の強化や家族の再統合に向けた支援に努めます。

一時保護所の増築により入所定員の増加や個室化を図るほか、虐待等で保護された子どもと家庭に対するアセスメント機能を充実させることにより、より適切な処遇が可能になるよう努めます。

児童虐待通告を24時間体制で受理できる「児童虐待緊急ダイヤル」や、子どもや家庭に関して365日相談できる「テレホン児童相談」など、児童相談所の夜間休日等における相談援助体制の充実を図ります。

市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

児童虐待防止に関する啓発資料の配布、講演会の開催及び学校との連携などにより、児童虐待の発生予防に取り組むとともに、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、民生委員・児童委員や各種相談機関などの連携を強化し、市町村における要保護児童対策地域協議会の活動を支援するなど、それぞれの地域において子どもたちの見守り体制や援助を要する家庭への支援策の充実を図ります。

要保護児童対策地域協議会の専門性向上を図るため、児童相談の業務の手引きの作成や研修会、事例検討会の実施により児童相談所のノウハウを提供するなど、引き続ききめ細かな支援に努めます。

養育力の不足が児童虐待につながりかねないことから、市町村が行う援護を必要とする家庭等に対する保健師や保育士等の派遣事業の実施を促進します。

児童虐待の早期発見等を図るため、「栃木県小児虐待防止ネットワーク」と連携し、地域の医療機関との協力・連携体制の充実に努めます。

児童虐待の予防や早期発見及び育児不安等の相談のため、市町村が実施する1歳6ヶ月児・3歳児健康診査時における心理相談員や保育士の配置促進を図ります。

家庭相談員、母子自立支援員などに対する研修の充実を図ることにより、援護を要する親等の身近な相談相手として活躍できるように支援します。

児童相談所や健康福祉センター、婦人相談所、とちぎ男女共同参画センター、発達障害者支援センター等が有する専門性を生かした相談支援活動や情報提供活動をさらに推進するとともに、関係機関が連携を図りながら相互の機能を充実します。

児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

各種対策を講じたにもかかわらず、虐待による死亡事例等が生じた場合には、その事例の背景や地域特性を踏まえた上で検証作業を行い、その結果に基づき適正な措置を講じることにより、死亡事案の再発防止に努めます。

(2)社会的養護体制の充実

<現状と課題>

家庭や地域の養育機能の低下等により、要保護児童の数はここ数年高止まりの傾向にあります。

このため、要保護児童について、児童相談所などの関係機関が連携して地域における見守り体制を強化していくとともに、その受け皿となる社会的養護体制の整備と機能のさらなる充実が求められています。

社会的養護を担う乳児院、児童養護施設等の施設にあっては、虐待等により心身に大きな傷を負った子どもたちを健やかに養育するため、より専門的なケア体制を整える必要があります。

さらに、保護や措置されたすべての子どもたちが安心できる環境で専門的なケアを受けられるよう、児童養護施設等における小規模ケアに対応した施設整備及び職員の育成が急務となっています。

また、要保護児童が家庭的な環境で養育されるよう、里親の登録者数の増加とその質の向上を図っていく必要があります。

<具体的取組>

家庭的養護の推進

児童養護施設や乳児院等において、より家庭的で快適な養育環境の中できめ細かなケアが促進されるよう、生活環境の改善や子どもの処遇向上を図ります。

家庭的な生活環境の中でより多くの要保護児童の養育が可能となるよう、新規里親の開拓を行うとともに、子どもを受託している里親に対する支援の充実を図ります。

家庭的な環境で子どもを養育できるファミリーホームの設置促進を図ります。

施設機能の拡充

情緒障害児短期治療施設等において、虐待等により心に傷を負った子どもたちに対する専門的なケア等が充実するよう、関係機関と連携しながら支援に努めます。

児童養護施設や乳児院等において、生活環境等の改善を図るとともに、小規模グループケアの導入や地域小規模児童養護施設の設置を促進します。

家庭支援機能等の強化

在宅の要保護児童に対する支援を充実するため、児童相談所や市町村の相談機能の強化を図るほか、児童家庭支援センターの設置に向けた検討を行います。

母子生活支援施設については、母子関係を基本とした家庭的な養育が可能であることから、社会的養護の受け皿としてのさらなる機能強化を促進します。

自立支援策の強化

児童養護施設等を退所した児童等で、離職等により社会的自立が困難となった者を支援するため、引き続き、自立援助ホームの運営等を支援します。

不良行為を行うなど個別的な関わりが必要な子どもたちのため、児童自立支援施設における自立支援の取組の充実を図ります。

人材育成のための取組の強化

児童養護施設等において、職員の専門性を向上させ、児童の処遇の質を高めるため、研修の充実や、基幹的職員の配置の促進を図るとともに、各施設間の職員の交流を促進します。

子どもの権利擁護の強化

被措置児童等の権利擁護を図るため、各種の研修等を通じて児童養護施設等や里親に対して被措置児童等虐待の防止に係る啓発に努めます。

被措置児童等虐待通告制度について、入所児童や施設職員等へ周知し、適正な運用に努めるとともに、通告があった場合には、「被措置児童等虐待対応マニュアル」を活用し、迅速な対応に努めます。

目標設定指標	単位	基準値	H26目標値
		(H21見込)	
里親等委託率	%	15	18
小規模グループケア実施箇所数	箇所	13	20
地域小規模児童養護施設数	〃	4	10

(3)障害児施策の充実

<現状と課題>

障害のある子どもたちについては、個々の資質、能力、個性等を生かしながらいきいきと生活できるような環境を整備することが求められており、そのためには、障害の早期発見・早期療育を促進するとともに、身近な地域において障害の特性に応じた療育を受けるための専門的な支援体制を充実していく必要があります。

また、教育的支援の充実強化を図るため、特別支援学校においては、研修等により教員の専門性の向上に努めるとともに、在籍する児童生徒等への教育や指導に加えて、小学校・中学校等の教員への支援・協力、地域の保護者等への相談・支援、小学校・中学校等における障害のある児童生徒等に対する支援を行っていく必要があります。

< 具体的取組 >

在宅障害児に対する支援

年齢や障害の種別にかかわらず、身近な市町村において適切な相談支援が受けられるよう、「地域自立支援協議会」による検討を行いながら、相談支援体制の充実を図ります。

児童デイサービス事業や重症心身障害児通園事業において、関係機関との連携を強化しながら、支援プログラムに基づいた療育や家族への支援体制の充実を図ります。

医療的ケアを必要とする在宅の重度心身障害児に係るレスパイトサービスや、在宅の障害児を施設で短期間預かるショートステイ事業、ホームヘルプサービスの充実を図ります。

保育所における障害児受入を促進します。

特別支援学校等に在籍する障害児の放課後や長期休業中における日中一時支援事業を促進します。

発達障害者支援センターの専門的機能の充実を図るとともに、ライフステージに応じた適切な支援が受けられる体制を整備します。

学校における障害のある児童等に対する教育的支援

特別支援学校や幼稚園、小学校、中学校、高等学校の特別支援教育コーディネーター等の教員に対して、研修等を実施し、専門性の向上を図ります。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における校内支援体制の充実を図るため、市町村教育委員会等が障害児の在籍する学校に対して実施する巡回相談への協力・支援を行います。

特別支援学校が地域の特別支援教育の中核的役割を担い、早期からの教育相談や学齢児童・生徒に対する相談を実施します。

目標設定指標	単位	基準値	H26目標値
		(H20実績)	
児童デイサービス事業実施事業所数	箇所	23	28
障害児受入可能な保育所数	〃	305	317
障害児受入可能な放課後児童クラブ数	〃	233	327

7 - 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

【ひとり親家庭等の現状と課題】

本県の母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）の数は年々増加しており、特に母子家庭が大幅に増えています。

母子家庭の母は、離婚等により子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなったときから、生活するための場の確保、安定した収入の確保、安心して働くための保育の確保など様々な困難に直面することとなります。

父子家庭の父は、母子家庭と社会的状況は異なり、子どもの養育や家事を不得手としていくことが多く、子育てや生活面でより多くの困難を抱えているほか、近年は、厳しい経済・雇用情勢の中、経済的に不安定な父子家庭も増えています。

一方、ひとり親家庭の子どもは、離婚等によって生活の状況が大きく変化することから、精神面への影響や進学不安など、成長過程において生じる諸問題についての配慮も必要とされています。

また寡婦については、母子家庭であったときに比べて、子どもの自立により経済的な負担は軽減されるものの、引き続き、安定的な収入を得るための支援等が必要となります。

このように、ひとり親家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の抱える問題は、複雑に重なり合っていることから、引き続き総合的な支援を推進する必要があります。

離婚件数

厚生労働省が毎年実施している「人口動態統計調査」によると、本県の離婚件数は、昭和38年以降毎年増加し、平成14年には4,407件と過去最高になりましたが、平成15年以降は減少に転じ、毎年4千件前後で推移しています。なお、離婚率（人口千人あたり離婚件数）は、平成14年の2.22を最高に減少傾向にあります。平成18年以降は全国平均をやや上回って推移しており、平成20年は、全国平均1.99に対し、本県は2.00となっています。

ひとり親家庭等の数

総務省が5年毎に実施している「国勢調査」によると、母子のみで構成される本県の母子世帯数は平成17年で10,290世帯と平成12年の8,459世帯と比べて21.6%増加しています。また、父子のみで構成される父子世帯数は1,386世帯で平成12年の1,335世帯と比べて3.8%増加しています。

なお、母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数については、「栃木県母子家庭等実態調査」（平成15年度調査）で得られた数値を基に推計すると、平成20年度で17,944世帯となります。また同様に、父子世帯は2,991世帯、寡婦世帯は10,467世帯と推計されます。

推計方法

住民基本台帳に基づく本県の世帯数（平成21年3月31日現在）に母子世帯等の出現率（母子世帯：2.4%、父子世帯：0.4%、寡婦世帯：1.4% 平成15年度「栃木県母子家庭等実態調査」により算出）を乗じて算出

ひとり親家庭等の就業状況

平成20年度に県が市町村を通じて実施した「次世代育成支援に関する実態調査」によると、母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親」という。）の就業状況は次のようになっています。

母子家庭の母の就労率

母子家庭の母の83.1%が就労しています。そのうち、「フルタイム」が48.0%、「パート・アルバイト」が34.7%となっています。

また、就労していない母子家庭の母のうち、「すぐ若しくは1年以内に希望」が52.3%、「1年以上先で子どもが大きくなったら希望」が28.8%と、就労を希望する人は81.1%となっています。

なお、現在働いていない理由は、「適当な仕事がない」が24.2%、「環境が整っていない」が10.5%、「保育サービスが利用できない」が3.6%となっています。

父子家庭の父の就労率

父子家庭の父の90.5%が就労しています。そのうち、「フルタイム」が87.7%、「パート・アルバイト」が1.8%と母子家庭の母に比べてフルタイムの比率が高くなっています。

平成20年度に県が母子家庭の母及び寡婦（以下「母子家庭の母等」という。）を対象に実施した「母子家庭の母等の就業自立支援施策に係る意向調査」によると、就労による収入の状況等は次のようになっています。

就労による月収の状況

母子家庭の母等の月収は、「5万円～10万円」が24.2%、「10万円～15万円」が43.7%、「15万円～20万円」が22.1%と、90%の人が「20万円」未満となっています。

就労上の問題の有無

就労している母子家庭の母等の51.9%が就労上の問題を抱えており、そのうち、「収入の不安」が37.3%、「雇用の不安」が16.4%と、就業条件に関する内容が53.7%となっています。

転職や再就職希望の有無

母子家庭の母等の36.3%が転職や再就職を希望しています。また、転職に際しては、「パソコン」が34.3%、「様々な資格」が32.7%、「自動車運転免許」が19.2%、「簿記会計」が8.7%と、各種の資格の取得が転職や再就職に有利と考えています。

「母子家庭等就業・自立支援センター事業」に希望するサービス

県が実施する「母子家庭等就業・自立支援センター事業」において希望するサービスは、「就労情報の提供」が32.0%、「就職の斡旋」が20.1%、「受講料等の貸付」が13.1%となっています。

【取組の趣旨】

ひとり親家庭等の自立を図るためには、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援を総合的かつ計画的に推進することが不可欠であり、特に、母子家庭に対しては、安定して自立した生活を実現するためのきめ細かな就業支援や育児支援が求められています。

ひとり親家庭等の誰もが自立し、いきいきと安心して暮らすことができる社会づくりを目指して、引き続き「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立支援」に重点を置き、次の5つを基本的な方向として定め総合的に推進していきます。

【取組の方向】

- (1)相談機能の充実
- (2)子育て・生活支援の充実
- (3)就業支援対策の充実
- (4)養育費確保に向けた支援
- (5)経済的支援の充実

(1)相談機能の充実

ひとり親家庭等については、子育てをはじめとした日常生活面や就業面で様々な不安や悩みを抱えていることから、身近な相談機関において、日常生活及び就労等に関する情報の提供や助言を行い、必要に応じて関係機関へ適切につないでいくことが重要です。

そこで、ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供や相談指導等にきめ細やかに対応するため、様々なサービスの総合的な把握と情報提供に努めるとともに、母子自立支援員や就業支援関係者に対する研修の実施等により、相談機能の充実を図ります。

(2)子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭等においては、子育てや家事などの日常生活等に様々な問題を抱えており、特に、子育て中は、就業や求職活動、職業訓練などの参加の際に利用できる保育サービスを必要としています。

また、住居に困窮している低所得階層のひとり親家庭に対しては、低廉で質の良い住宅を提供することが求められています。

このため、仕事と子育ての両立を支えるための多様な保育サービスを提供するとともに、住宅の確保や日常生活に関する支援などの推進が必要となっています。

そこで、ひとり親家庭等の親が安心して仕事と子育ての両立を図り、就業のための職業訓練等に参加できるよう、保育所の優先入所やニーズに対応した多様な保育サービスの提供及び住宅の確保など、子育てや生活面での支援の充実を図ります。

(3)就業支援対策の充実

ひとり親家庭等の親が収入面・雇用条件面などでより良い職業に就き、経済的に自立することは、親自身だけでなく子どもの成長にとっても重要なことですが、厳しい経済・雇用情勢の中、正規雇用等による安定した収入の確保が困難な状況にあります。

特に、母子家庭の母は、就業経験が少なかったり、結婚・出産等による就業の中断により、社会的スキルや技能が十分でない場合があり、就職又は再就職に際して困難を伴うことがあります。

そこで、職業能力向上のための講習会の開催、就業情報の提供、職業のあっせん、就業機会の創出などに加えて、就業経験が乏しく技能を持たない母子家庭の母に対しては、社会的スキルの向上や資格取得の支援、精神面のフォロー等、個々の事情に配慮した支援を実施す

るなど、ひとり親家庭等の親が十分な収入を得て、自立した生活ができるよう、就業支援対策の充実を図ります。

(4) 養育費確保に向けた支援

離婚等により子どもを監護しなくなった親であっても、子どもを養育する義務があり、養育費の支払いに努めなければならないとされていますが、ひとり親家庭においては、養育費についての取り決めが行われていない場合や、取り決めが行われていてもきちんと支払われない場合が見られます。

養育費は、子どもの健やかな成長にとって重要なものであることから、ひとり親家庭の子どもに対する養育費の支払いが確実に履行されるよう、養育費に関する相談体制の充実に努めます。

(5) 経済的支援の充実

ひとり親家庭等の親は、育児等のための時間的制約、就業のための技術や技能の不足などにより、就業環境が厳しく、安定した収入が得られにくい状況にあります。

このため、ひとり親家庭等の自立を進めるうえでは、就業支援と併せて一定の経済的支援が必要です。

そこで、ひとり親家庭等に対する生活の安定と自立のための経済的な支援として実施している母子寡婦福祉資金の貸付け、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭に対する医療費助成事業等の周知・啓発を積極的に行うとともに、プライバシーの保護等に配慮した迅速かつ適正な貸付・給付の実施に努めます。

【具体的取組】

(1) 相談機能の充実

主要な施策	母子	父子	寡婦
<p>母子自立支援員による相談の実施</p> <p>各福祉事務所の母子自立支援員が母子家庭の母等の生活の安定や自立のための様々な相談に応じます。</p> <p>なお、町で行う児童扶養手当申請時等において、相談が必要なひとり親等については、県の母子自立支援員を紹介し相談に対応します。</p>			
<p>母子自立支援員等の資質の向上</p> <p>母子家庭の母等からの相談に的確に対応していくため、母子自立支援員等に対し、相談に関する対応の資質の向上のための効果的な研修を実施し、相談機能の強化を図ります。</p>			
<p>支援施策等の情報提供の充実</p> <p>ひとり親家庭等の福祉施策・制度についての情報をより分かりやすく提供するとともに、市町村の窓口や保育所等の身近な場所において入手しやすくするなどの情報提供の充実に努めます。</p>			

(2)子育て・生活支援の充実

主要な施策	母子	父子	寡婦
<p>保育所の優先入所の促進等</p> <p>就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、ひとり親家庭の子ども保育所への優先的入所を促進します。</p> <p>延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育や一時預かり事業の普及を促進します。</p> <p>待機児童への対応や仕事と子育ての両立支援として、家庭的保育事業やファミリー・サポート・センター事業の活用を促進します。</p>			
<p>放課後児童クラブの優先的利用の促進</p> <p>放課後児童クラブについて、その設置を促進するとともに、ひとり親家庭の子ども優先的な利用の促進を図ります。</p>			
<p>母子生活支援施設への入所の支援等</p> <p>母子家庭の母が、生活や子どもの養育が困難な場合、希望により、母子家庭を母子生活支援施設に入所させ、子育てや生活の自立が図れるよう支援を行います。</p> <p>母子生活支援施設入所者の早期自立に向けて、母子家庭等就業・自立支援センター等と連携を図り、就業支援を中心とした自立支援を行います。</p> <p>母子生活支援施設を退所しようとする母子家庭の母が、身元保証人を得られず、住居を借りる際に困難となることがないよう、身元保証人確保のための支援を推進します。</p>			
<p>公営住宅の優先入居の推進</p> <p>ひとり親家庭に対する優先入居を推進します。</p>			
<p>母子家庭等日常生活支援事業の実施</p> <p>ひとり親及び寡婦（以下「ひとり親等」という。）が修学や疾病等の事由により一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ、時間帯に応じて家庭生活支援員をひとり親家庭等の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において、子どもの世話等日常生活の支援を行う母子家庭等日常生活支援事業の実施を推進します。</p> <p>事業の実施に当たっては、昼夜を問わず多様な時間帯の利用が可能な体制を整備します。</p> <p>ひとり親家庭等が必要なときに日常生活支援事業が活用できるように、積極的にPRを行い、事業の周知を図っていきます。</p> <p>家庭生活支援員への、母子家庭の母等の積極的登用を図るとともに、その資質の向上を図るため、栃木県母子寡婦福祉連合会とも連携して講習会を実施します。</p>			

主要な施策	母子	父子	寡婦
子育て短期支援事業の促進 保護者の疾病、疲労などによる身体的・精神的負担を軽減する必要がある場合や、仕事等の事由により一時的に家庭での養育が困難となった児童を養育・保護する子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）を促進します。			
ひとり親家庭等生活支援事業の実施 ひとり親家庭等の生活基盤の安定を図るため、生活支援講習、土日電話相談、情報交換の場の提供等の各種事業を実施します。			
養育支援訪問事業の促進 養育者に過重な負担のかかる出産後間もない時期等に、子育て経験者やヘルパー等による育児、家事の援助を行ったり、複雑な問題を背景に抱える家庭に対して、保健師、助産師等による具体的な育児指導を行う養育支援訪問事業を促進します。			

(3)就業支援対策の充実

主要な施策	母子	父子	寡婦
母子自立支援プログラム策定事業の実施 児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々の受給者の状況・ニーズに対応した自立目標や支援内容等を設定し、それに基づき、きめ細かで継続的な支援を実施する母子自立支援プログラム策定事業を実施します。 事業の実施に当たっては、児童扶養手当の受給資格認定時や現況届提出時等において受給者への事業の周知を図りながら、自立に向けたプログラムの策定に着実につながるよう、効率的かつ効果的に事業を促進します。			
母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 ひとり親家庭等の就業による自立を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センター事業を栃木県母子寡婦福祉連合会に委託し、就業相談員による就業相談から就業情報の提供、就業支援講習会の開催、養育費問題等の法律相談や起業診断などの一貫した就業・生活自立支援を行います。 厚生労働大臣の許可を受けて無料職業紹介を実施する栃木県母子寡婦福祉連合会との連携を図ります。 母子家庭の母等の就業準備や転職を支援するため、就職に結びつく確率の高い技能、資格取得のための就業支援講習会を実施します。 母子家庭等就業・自立支援センターを多くの母子家庭の母等に活用してもらえよう、定期的に県内各地域での巡回相談事業を実施するなど、就業相談業務の充実を図ります。			

主要な施策	母子	父子	寡婦
<p>母子家庭等就業・自立支援センターを中心に、各福祉事務所、母子自立支援員、公共職業安定所、とちぎ就職支援センター（ジョブカフェとちぎ）、地区母子福祉団体等との連携による就業相談体制の充実に努めます。</p> <p>事業主に対して、ひとり親等の就業に関する理解と協力を求め、求人開拓を行うなど、就業促進活動に取り組みます。</p>			
<p>能力開発の支援</p> <p>母子家庭の母の雇用安定及び就業促進を図るため、母子家庭自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）を支給します。</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金のうち、技能習得資金や技能習得期間中の生活安定のための生活資金の貸付けにより能力開発を支援します。</p>			
<p>公共職業安定所等との連携による就業支援</p> <p>母子家庭の母等に対する効果的な就業支援を行うため、各地域の公共職業安定所と母子自立支援員との連携を図り、就業に関する情報や公共職業安定所で実施する事業の情報を入手しやすくするとともに、公共職業安定所への紹介等を行います。</p> <p>より良い就業機会を得るために、各健康福祉センターや市において就業相談を実施する際、とちぎ就職支援センター（ジョブカフェとちぎ）のキャリアカウンセラー等を積極的に活用し、相談機能の強化を図ります。</p>			
<p>公共職業訓練の実施</p> <p>母子家庭の母等が就職に必要な知識・技術を取得できるよう、県立産業技術専門学校における施設内訓練や民間の教育機関を活用した委託訓練などを実施します。</p> <p>母子家庭の母が、就職するために必要な知識・技能を習得するために公共職業安定所長の受講指示によって公共職業訓練を受講する場合には、訓練受講期間中、生活支援を目的とした訓練手当を支給します。</p>			
<p>就業機会創出のための支援</p> <p>母子家庭の母等が新たに事業を開始する場合に、母子寡婦福祉資金貸付金（事業開始資金）の貸付けを行うとともに、起業の方法や事業計画等についての専門相談を実施します。</p> <p>県及び県が設置する公共施設における、非常勤職員や臨時職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の母及び寡婦の雇い入れを推進するとともに、県内市町村や社会福祉施設等に対しても雇用促進に取り組むよう働きかけます。</p>			

主要な施策	母子	父子	寡婦
公共施設等における売店や自動販売機の優先許可に努めるなど、母子寡婦福祉団体への事業発注を促進します。			
雇用に関する啓発・情報提供 母子家庭の母等の雇用について理解を深めてもらうための啓発や、母子家庭等就業・自立支援センターへの求人情報の提供について県内の企業団体に協力を要請するなど、母子家庭の母等の就業の促進に向けて事業主に対して働きかけを行います。			
母子福祉団体等に対する支援 厚生労働大臣の許可を得て無料職業紹介事業を行う栃木県母子寡婦福祉連合会に対し、引き続き支援します。 また、ひとり親家庭等の福祉の増進や就業支援のための事業を行う母子福祉団体等との連携により、効果的な就労支援の実施を目指します。			

(4) 養育費確保に向けた支援

主要な施策	母子	父子	寡婦
広報啓発活動の推進 栃木県母子寡婦福祉連合会等の関係団体と連携して、養育費の支払に関する広報・啓発活動を推進します。			
相談体制等の充実 養育費の取り決めやその履行確保、多重債務問題など法律に関する問題についての弁護士による特別相談事業を実施します。 母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員に対し、養育費の取得手続き等養育費に関する研修を実施します。 ひとり親家庭に対し、養育費取得手続き、相談窓口などについて、児童扶養手当現況届提出時などの様々な機会において、市町村や母子福祉団体等の関係団体による情報提供を推進します。			

(5) 経済的支援の充実

主要な施策	母子	父子	寡婦
母子寡婦福祉資金の貸付 母子家庭の母等に対して、母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行うとともに、プライバシーの保護等に配慮した適正な貸付けを行います。			

主要な施策	母子	父子	寡婦
児童扶養手当の支給 ひとり親家庭に対して、児童扶養手当制度に関する情報提供を行うとともに、プライバシーの保護等に配慮した適正な支給を行います。			
ひとり親家庭医療費対策事業の実施 所得の低いひとり親家庭の親と子に対し、県と市町村が協力して医療費を助成します。			

目標設定指標	単位	基準値 (H20実績)	H26目標値
母子自立支援プログラム策定件数	件	143	150
母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援講習会受講者数	人	92	100